

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仙台市公園緑地協会（以下「財団」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、月例報酬と期末手当に区分して支給する。
- 3 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 評議員には、定款第14条の金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員に対して支給する各年度の報酬総額は20,000,000円を超えない範囲とし、各々の役員の報酬の額は10,000,000円の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める。

- 2 非常勤役員（仙台市の職員を兼ねる者を除く。）及び評議員（仙台市の職員を兼ねる者を除く。）が会議等に出席したときの日額報酬は、11,600円とする。
- 3 常勤役員の月例報酬は次のとおりとし、各種手当の額は財団の職員に係る給与規程に準ずる。
 - (1) 給料
 - (2) 通勤手当

(報酬の支給方法等)

第5条 月例報酬の支給日、支給方法等に関する詳細は、財団の職員に係る給与規程に準ずる。

(退職手当)

第 6 条 常勤役員（仙台市の職員を兼ねる者及び仙台市を退職して財団の常勤役員となった者を除く。）が退職又は死亡したときは、その者又は遺族に退職手当を支給することができる。ただし、懲戒処分又はこれに準ずる事由によって退職を命じられ、退職したときは支給しない。

2 退職手当の額は、退職又は死亡の日における給料月額に、その者の在職期間を乗じて得た額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間は、常勤の役員となった日の属する月から退職又は死亡の日の属する月までの月数とする。重任の期間は通算する。

4 退職手当の支給方法、遺族の範囲及び順位は、財団の職員に係る給与規程の例による。

(費用)

第 7 条 役員及び評議員が財団の用務のために旅行したときは、費用弁償として財団の旅費規程に定める旅費を支給する。

(公表)

第 8 条 財団はこの規定をもって、公益法人認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。